

1. 開 会

事務局 それでは、大変長らくお待たせいたしました。

本日は、お忙しいところをお集まりいただきましてまことにありがとうございます。

ただいまから社会資本整備審議会の第1回都市計画・歴史的風土分科会を開催させていただきます。

それでは、まずはじめに、分科会の再編につきまして御報告申し上げます。

既に御連絡を申し上げているところでございますが、平成14年度の組織改正におきまして、社会資本整備審議会に設置されておりました都市計画分科会と歴史的風土分科会が統合されまして、新たに都市計画・歴史的風土分科会が再編整備されることになりました。これにつきましては、例えば歴史的風土分科会で御議論いただいております歴史的風土特別保存地区といった制度につきましては、都市計画分科会で御議論いただいております風致地区、緑地保全地区等の都市計画制度、こういったものと極めて類似性が高いというようなことから、今般、一体として議論していただくことがより適当と考えられることなどの理由によりまして、より効率的な御審議をいただくために統合するものでございます。

なお、再編に伴いまして、新たに4月1日付けで辞令が発令されております。お手元に辞令をお配りいたしておりますので、よろしく願いいたします。

本日は、初めての分科会でございますが、時間の都合上、御出席いただきました委員の皆様方の御紹介につきましては割愛させていただきたいと存じます。お手元の座席表と名札にて御確認いただきますようお願い申し上げます。

本日、御出席いただきました委員及び臨時委員は、35名中17名でございますが、社会資本整備審議会令に定めます定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

次に資料でございますが、お手元に一覧表とともに12種類の資料をお配りいたしております。御確認いただきまして、後ほどでも結構でございますので、過不足がございましたらお申し出いただきたいと存じます。

なお、御発言いただく際には、目の前にございますマイクのスイッチをオンにしておきまして、発言終了後はスイッチオフということでお願い申し上げます。

2. 議 事

(1) 都市計画・歴史的風土分科会 分科会長の互選、分科会長代理の指名

事務局 では、これより議事に入らせていただきます。

本日は、最初の都市計画・歴史的風土分科会でございますので、社会資本整備審議会令の規定によりまして、会長の互選と、会長による会長代理の指名をお願いしたいと存じます。

委員の皆様の中から分科会長を互選していただきたいと思いますが、どなたか御推薦をお願い申し上げます。

委員 僭越でございますが、私といたしましては、会長に、都市計画分科会会長でいらっしゃる東京電力会長の荒木委員にお願いしてはいかがかと存じます。御提案申し上げます。

事務局 ただいま、委員より、荒木委員をという御指名がございましたが、皆様の御意見はいかがでございますでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

事務局 それでは、皆様、御異議がないようでございますので、荒木委員には、御多忙の中、おそれいりますが会長を引き受けていただきたく、よろしく願い申し上げます。

それでは、荒木委員、恐縮でございますが、会長席の方へお願いいたします。

それでは、ここで荒木会長に一言ごあいさつを賜りたいと存じます。荒木会長、よろしく願い申し上げます。

荒木会長 皆さん、おはようございます。

ただいま委員の皆様から御推挙いただきました荒木でございます。

皆様の御協力をいただきまして、分科会の使命達成に努力をしていきたいと考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

それでは、これからの進行は荒木会長にお願いいたします。よろしく願います。

会長 それでは、早速でございますが、社会資本審議会令によりますと、会長代理は、会長が指名することとなっております。この際、私から会長代理といたしまして、歴史的風土分科会会長でいらっしゃいました高階委員と、本日、欠席ではございますが、両分科会の会長代理でいらっしゃいました松原委員にお引き受けをいただきたいと存じます。高階委員、会長代理席の方へお願いいたします。

高階会長代理 会長代理に御指名いただきました高階でございます。よろしく願いいたします。

分科会の運営について

会長 続きまして、当分科会の運営につきましてお諮りいたします。

資料3にあります議事の公開についてであります。

事務局の方で趣旨説明をお願いいたします。

事務局 それでは、御説明いたします。資料3でございます。

都市計画・歴史的風土分科会の運営についてということでございますが、これにつきましては、従来、都市計画分科会及び歴史的風土分科会において定めていたものと同一でございますが、読み上げさせていただきます。

都市計画・歴史的風土分科会の議事は、プレスを除いて一般には非公開とする。また、議事録については、内容について委員の確認を得たのち、発言者氏名を除いて国土交通省大臣官房広報課及びインターネットにおいて公開することとするということでございます。

会長 ありがとうございます。

以上のように取り扱うことにつきまして、皆様の御意見はいかがでございましょうか。

[「異議なし」の声あり]

会長 よろしゅうございますか。

御異議がないようでございますので、当分科会の運営につきましては、そのように取り扱ってまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。

従来の都市計画分科会及び歴史的風土分科会で所掌しておりました事項につきまして、効率的な審議の観点から、社会資本整備審議会第7条第1項により、部会を設置して御審議いただきたいと存じます。

つきましては、従来の分科会の区分に即しまして、都市計画部会と歴史的風土部会の2つを設置することといたしたいと存じますが、いかがでございましょうか。

[「異議なし」の声あり]

会長 よろしゅうございますか。

それでは、御異議がないようでございますので、当分科会に、都市計画部会及び歴史的風土部会を設置したいと存じます。

なお、御審議いただくにあたりましては、統合の趣旨を踏まえまして、審議事項に応じまして、適宜、両部会の意見交換を行うため、合同部会の開催等も検討してまいりたいと思っております。

分科会における部会に付すべき委員につきましては、社会資本整備審議会令第7条第2項によりまして、当該分科会に属する委員等のうちから分科会長が指名することとなっております。従来の都市計画分科会及び歴史的風土分科会の委員等につきましては、従来どおり、それぞれの部会の委員等に御指名させていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局より各部会に属する委員等の名簿を配付いたします。

なお、正式の指名通知書につきましては、別途事務局より郵送させていただきます。

(2) 都市計画部会及び歴史的風土部会 部会長の互選、部会長代理の指名

事務局 それでは、両部会のメンバーをお決めいただきましたので、これより各部会を開催していただき、部会長等の互選をお願いいたしたいと存じます。

その前に、本日、分科会の出席の先生方の数でございますが、39名中19名ということになっています。

それでは、まず都市計画部会を開催させていただきます。

本日、御出席いただきました都市計画部会の委員及び臨時委員につきましては、荒木委員、それから小幡委員、越澤委員、高階委員、寺尾委員それから小泉臨時委員、斎藤臨時委員、進士臨時委員、土屋臨時委員、中村臨時委員、林臨時委員、伴臨時委員、山下臨時委員でございます、24名中13名でございます。

社会資本整備審議会令に定めます定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

それでは、最初の都市計画部会でございますので、社会資本整備審議会令の規定によりまして、部会長の互選と、部会長による部会長代理の指名をお願いをしたいと思います。

委員の皆様の中から部会長を互選していただく存じますが、どなたが御推薦をお願い申し上げます。

委員 私といたしましては、部会長には、都市計画分科会長でいらっしゃった東京電力会長の荒木委員をお願いしてはいかがでしょうかと思いますので、御提案申し上げます。

事務局 ただいま 委員より、荒木委員をという御指名がございましたが、皆様の御意見はいかがでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

事務局 それでは、御異議がないようでございますので、荒木会長には、御多用中の中をおそれいますが、部会長をお引き受けいただきたく、よろしく願い申し上げます。

荒木都市計画部会長 委員の皆様から御推挙いただきました東京電力の荒木でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速ではございますが、社会資本審議会令によりまして、部会長代理は部会長が指名することとなっております。この際、私から、部会長代理といたしまして、本日、欠席ではございますが、都市計画分科会の会長代理でいらっしゃいました松原委員にお引き受けいただきたいと存じます。

次に当部会の運営につきましてお諮りいたします。

先ほど分科会の運営につきまして取り扱いをお決めいただいたところですが、都市計画部会につきましても、同様に扱うことにしたいと存じますが、皆さんの御意見はいかがでしょうかでございますか。

[「異議なし」の声あり]

都市計画部会長 よろしゅうございますか。

それでは、御異議がないようでございますので、当部会の運営につきましては、そのように取り扱ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で都市計画部会を終了いたします。

事務局 次に、歴史的風土部会を開催させていただきます。

本日、御出席いただきました歴史的風土部会の委員及び臨時委員は、越澤委員、高階委員、寺尾委員、猪熊臨時委員、金関臨時委員、小谷臨時委員、里中臨時委員、白幡臨時委員、服部臨時委員でございます。15名中9名でございます。社会資本整備審議会令に定めます定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

それでは、最初の歴史的風土部会でございますので、社会資本整備審議会令の規定によりまして、部会長の互選と、部会長による部会長代理の指名をお願いしたいと存じます。委員の皆様の中から部会長を互選していただきたいと存じますが、どなたか御推薦をお願い申し上げます。

臨時委員 私といたしましては、部会長には、歴史的風土分科会長でいらっしゃいました高階委員をお願いしてはいかがでしょうかと思いますが、御提案申し上げます。

事務局 ただいま、 委員より、高階委員をという御指名がございましたが、皆様の御意見はいかがでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

事務局 では、御意見がないようでございますので、高階委員には、御多用中の中、おそれいりますが、部会長をお引き受けいただきたく存じ上げます。

高階歴史的風土部会長 委員の皆様から御推挙いただきました高階でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、早速でございますが、社会資本審議会令によりますと、部会長代理は部会長が指名するということになっております。

この際、私から部会長代理として、本日、欠席ではございますが、歴史的風土分科会の会長代理でいらっしゃる松原委員にお引き受けをいただきたいと存じます。

次に、当部会の運営についてお諮りいたします。

先ほど分科会の運営につきまして取り扱いをお決めいただいたところですが、歴史的風土部会につきましても同様に扱うことにしたいと存じますが、皆様の御意見、いかがでございましょうか。

[「異議なし」の声あり]

歴史的風土部会長 御異議がないようですので、当部会の運営につきましては、そのように取り扱ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で歴史的風土部会を終了いたします。

事務局 ありがとうございます。

それでは、次の議事に移る前に、分科会長から、今後の審議の進め方を御提案いただきたいと存じます。

なお、先ほど議事の公開等につきましての取り扱いをお決めいただいたところでございますが、本日も、新聞社等よりの取材の申し入れがあれば、入場を認めることといたしたいと思ひます。

では分科会長お願ひします。

分科会長 それでは、資料4をごらんいただきたいと存じます。

まずはじめに、今回、都市計画・歴史的風土分科会の発足に伴いまして、当該諮問は、4月22日付けで新たな分科会に引き継がれる形で付託されておりますので、当分科会におきまして審議を行うことになっておりますことを御報告いたします。

次に、資料5をごらんいただきたいと存じます。

当該諮問につきましては、平成13年7月5日に国土交通大臣より社会資本整備審議会会長に対しまして、「国際化、情報化、高齢化、人口減少等21世紀の新しい潮流に対応した都市再生のあり方はいかにあるべきか」と題しまして、包括的な御諮問をいただきました。この諮問のうち、平成14年2月7日に「民間の都市活動を促す都市計画の枠組み」及び「木造密集市街地解消のための方策」、この2つの事項につきまして、都市計画分科会において中間とりまとめを行いました。

この中間とりまとめを受けまして、後ほど事務局より報告していただきますが、都市再生特別措置法及び都市再開発法等の一部を改正する法律が可決成立したほか、建築基準法等の一部を改正する法律案が現在、審議中であり、政府におきましては、必要な制度改正が実現しつつあるというところでございます。

また、諮問事項として残されました検討課題である「21世紀型都市再生のビジョン」及び「次世代参加型まちづくりの方策」につきましては、引き続き本分科会で検討してい

くこととなっております。

したがいまして、付託されました諮問事項について審議を継続していく必要がありますので、これにつきましては、当審議会運営規則第9条第2項により、都市計画部会に付託したいと存じます。

事務局 次に、今後の検討事項について御審議をいただくため、これ以降の審議につきましては、都市計画部会及び歴史的風土部会の合同会議とさせていただきたいと存じますが、両部会長、よろしゅうございましょうか。

両部会長 はい。

(3) 都市計画部会及び歴史的風土部会合同会議

事務局 それでは、両部会の合同会議を開催させていただきます。

まずはじめに、先ほど都市計画部会に付託いただきました諮問事項につきまして御審議をお願いしたいと思います。

都市計画部会長に以降の進行をお願い申し上げます。

都市計画部会長 それでは、今後の審議につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局 それでは、最初に、都市計画部会における今後の検討方法についてでございますが、資料6-1をごらんいただきたいと存じます。

都市計画部会の今後の検討の方向でございますが、先ほど部会長からもお話がございましたように、社会資本整備審議会会長に対しましては、平成13年7月5日に包括的な諮問をいただいております。先ほどお話がありましたような形での「国際化、情報化、高齢化、人口減少等21世紀の新しい潮流に対応した都市再生のあり方はいかにあるべきか」ということでございます。

この諮問のうち、「民間の都市活動を促す都市計画の枠組み」及び「木造密集市街地解消のための方策」、この2つの事項につきましては、平成14年2月7日に中間とりまとめということで御報告いただいております。

この中で、都市再生のためには、 から まで書いてございますが、民間による都市計画の提案制度の導入とか、良好な市街地形成のための新たな土地利用計画の仕組み、地区計画制度の見直し、民間の資金、ノウハウを活用する観点からの再開発事業の見直し、高度利用のための敷地の集約化等が必要である旨御指摘いただきまして、これらの課題につきましては、先ほどもお話がありましたとおり、今通常国会で法案が可決成立し、また、現在審議中の法案もございまして、必要な制度改正が実現しつつあるところでございます。

残る2つの検討課題であります「21世紀型都市都市再生のビジョン」及び「次世代参加型まちづくりの方策」につきましても、引き続き御検討をお願いしたいと考えておるわけでございます。

「21世紀型都市再生のビジョン」につきましては、将来の都市再生のビジョン、方向性を示すものでございますが、近年の国民のニーズの多様化・高度化、地球環境問題の深刻化、少子高齢化等の進展、投資余力の減少等の21世紀の新たな動向に対応して、質の高い本格的なまちづくりを実現するためのビジョンということで御検討いただく必要があ

るわけですが、非常に包括的な課題でございます。

このうち、特に検討が急がれますのが、その下に書いてございますが、都市の活力の維持、環境の保全、日常生活に欠かせない都市交通、下水道、公園緑地等の都市の重要な公共施設の整備や市街地整備のあり方、こういったものにつきましては、今、申し上げましたような経済社会の動向に対応しまして、早急に中長期的な視点に立った検討を行う時期に来ておるわけでございます。

このため、次のページになりますが、便利で快適な都市交通の実現と良好な市街地の整備、都市内の緑のオープンスペースの確保、下水道等による都市の良好な水管理。こういった点につきまして、専門的見地からの検討を行うこととしまして、この から の各課題ごとに小委員会を設けまして議論を進めていただきたいということでございます。

また、これらの検討がある程度固まった段階におきまして、政策評価等々いろいろな観点から、政策の総合化につきましても御議論いただきたいと考えておるわけでございます。

また、「次世代参加型まちづくりの方策」につきましては、別途、都市計画部会におきまして引き続き御審議をお願いする予定でございます。

具体的な当面、検討が急がれる3つの課題につきましての取組みの方法でございますが、3ページ以降に載せてございます。

これらの課題につきましては、それぞれの小委員会を設置しまして検討するというところでございます。

便利で快適な都市交通の実現と良好な市街地整備のあり方、これにつきましては、そこに書いてございますように、高度成長期の急激な都市化の進展、モータリゼーションの進展、そういったことによりまして市街地が外延化してきたわけですが、市街地の拡大が非常に急激で、十分対応できなかったというようなこととか、また、これに合わせまして、既成市街地の再整備が遅れがちとなったというようなことで、こういったところをきちっと見直していくというようなことで、都市交通・市街地整備に求められる役割が非常に大きいわけですが、その(a)(b)(c)(d)に書いてございますが、だれもが容易かつ快適に移動できる交通環境を実現すること、都市防災や交通安全など安全で安心できる質の高い生活空間を形成すること。自動車に過度に依存しない都市交通システムを実現、活力ある都市活動を支えるコンパクトな市街地形成というようなことが非常に求められてきておるわけでございます。

都市計画道路につきましては、数十年経過しても、まだ整備されてない都市計画道路がたくさんあるとかという課題もございまして、また、一方で、民間都市開発との連携ということも必要になってございます。

こういったことから、この(a)(b)(c)(d)の課題につきまして、 から にありますような観点を加えて検討したいということでありますが、 としまして、都市の交通に関する諸施策の総合的な展開。それから都市計画道路の効率的・効果的な整備推進の方策。地区特性に応じた多様な市街地整備のあり方等につきまして、中長期的な視点に立って検討をするということでございまして、「都市交通・市街地整備小委員会」を設置して御検討していただければいかかかと考えておるわけでございます。

4ページでございますが、次に都市内の緑とオープンスペースの確保のあり方ということでございます。

これまで公園緑地行政は、主として1人当たり公園面積、全国でいきますと、1人当たり20㎡を確保するというような目標のもとに、量的な整備拡大に重点を置いてきておったわけでありましたが、当然、こういった点も重要でございますが、さらに自然環境の保全、再生、それから防災性の向上等の本質的な課題にも応えていく必要があるわけでございます。

また、さらに都市全体の緑の質的向上というような観点から、公共空間の緑、民有緑地の保全、緑化等々、多様な施策との連携等も必要になっております。

また、既存ストックの公園、こういったものにつきましても、新たなニーズの変化等ございまして、適切な管理と活用といったことも必要になっております。

こういった観点から、(a)(b)(c)(d)に書いてございますような目標を設定しているということでございますが、(a)としまして、広域的な観点から、都市の環境インフラとして、都市の自然の再生を目指して自然環境の整備と保全を進める。

それから、既成市街地の再構築を進める中で、防災面、環境面等から十分な緑のオープンスペースを確保していく。

歴史的・文化的資産の保全というようなことによりまして、地域の個性あるまちづくりに寄与する。

それから、既存ストックを含めまして、地域コミュニティの拠点となるようにしていくということが考えられるわけでございます。

こういったことのためには、 から にありますような施策との観点での推進が必要でございまして。

としまして、都市の緑に関する諸施策の総合的な展開、地域の特性・自主性の尊重、NPOをはじめとしました多様な主体の参画によります整備と管理というようなことから進めていくということでございます。

以上を踏まえまして、「公園緑地小委員会」を設置しまして御検討いただいてはいかかかと考えておるわけでございます。

次に5ページになりますが、下水道等によります都市の良好な水管理のあり方。

下水道行政につきましては、御案内のとおり、污水处理サービスの提供に重点を置いてきておりまして、整備を進めておりますが、依然として中小都市を中心としまして、まだ普及率の向上がおくれておるわけでございます。こういったことも課題になっておりますが、加えて、既に下水道が整備された都市におきましても、浸水対策の問題や合流式下水道の改善、高度処理の問題というような課題が山積しておるわけでございます。

また、合わせて普及拡大に伴いまして、水環境、水循環といったことから、いろいろな関係者とも連携を図った流域管理のアプローチということも必要になってきております。

こういった観点から、(a)(b)(c)(d)でございますが、今後の課題としまして、污水处理の普及格差を早急に解消すること、都市水害対策を進めまして、大雨に対する安全性を高めること、それから、高度処理や普及の重点化によりまして、水道水源における良好な水質確保、合流式下水道の改善、閉鎖性水域におきます高度処理の推進等々の課題に取り組んでいくということでございます。

一方、非常に経済財政状況も厳しい状況の中で、また、情報公開、住民参加への要請が高まっております。こういったことを踏まえまして、下水道を中心としまして、ほかの汚

水処理施設、河川、水道等他部門との連携を含めまして、 から でございますが、施設の効率的な整備と管理運営、流域管理のアプローチ、21世紀の新たな課題に対応した既存ストックの有効活用といった観点から検討していくということでございます、「下水道・流域管理小委員会」を設置しまして御検討いただいたらいかかかと考えておるわけでございます。

最後に6ページでございますが、小委員会の検討に係りますスケジュールでございますが、本日、小委員会設置をお決めいただきましたら、4月以降、各小委員会による審議を経まして、7月ごろには中間とりまとめの公表ということにさせていただければと思っております。また、9月以降、さらに各小委員会の審議ということを適宜いただきまして、先ほど申しました施策の横断化等可能性がないかどうかも含めまして、来年の3月を目途にとりまとめということになってございます。

下水道と都市公園につきましては、従来から5箇年計画制度ということで計画的な整備推進を図ってきたわけでございますが、これらの5箇年計画につきましては、一応14年度で現在の5箇年計画が終了する予定でございます。そしてまた、この5箇年計画につきましては、御案内のとおり、国の経済財政諮問会議等におきましても、従来国土運営に係る5箇年計画制度等々につきまして、それぞれの必要性を含め、見直しを行うとか、それから、計画の内容につきましても、アウトカム目標とか、費用対効果を重視していくとか、いろいろな課題が提起されております。

こういった諸事情を踏まえまして、とりあえず本年の7月までに国土交通省の概算要求に向けまして、事前に7月を目途に中間のとりまとめをいただきまして、基本的な考え方をとりまとめでいただいたらと考えておるわけでございます。

以上でございますが、説明を終わらせていただきます。

都市計画部会長 事務局、大変ありがとうございました。

それでは、今、事務局からの御説明につきまして、何か御意見、御質問等ございましたら御発言をいただきたいと思っております。大体予定は11時20分ぐらいまで時間をとってあるようでありますので、ぜひ活発な御意見をちょうだいしたいと思います。

御発言なさる方は名札を立てていただきまして、御意見をちょうだいしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。それではどうぞ。

委員 ちょっと簡単な質問なんですが、資料の2ページにあります今後のこととして書かれているところなんですが、次世代参加型まちづくりの方策というのはどういうことをお考えなのか、ちょっと簡単に御説明いただけますでしょうか。

事務局 次世代参加型まちづくりの方策につきましては、昨年来の御審議の中でも、行政と、それから民間とのいわゆる関わり合いといいますが、そういうものについていろいろと御指摘をいただいております。

また、現在の国会の方での法案の審議の中でも、例えばまちづくりNPOに対する支援の問題でありますとか、そういう議論がされておるところでございます。そういう御議論の結果を踏まえまして、これからどのようなまちづくりの方策が適切であるか、あるいはどのような支援策が適切であるかということについて御審議をいただきたいと考えておりました。ただいまその検討の資料等につきましては、今、事務局の方で検討中というところでございます。

委員 そうすると次世代とおっしゃる次世代という言葉の使い方ですけども、意味は、新しいという、そういう意味なんですか。

事務局 実はまだ言葉の中身につきまして詳細な議論はしておられないわけですが、けれども、少なくとも 20 世紀を支えてきた世代の次の世代が、どのようなまちづくりに参加していくことが好ましいのかということにつきまして視点として考えておられて、例えばこれからいろいろな高齢化社会になる中で、いろいろな方々がまちづくりに参加する時間と、それから、知識を持っていこうというふうにも考えておられて、そういった方々が準公共的などといいますか、公としての参加ということもより中心的な主眼として考えていくべきではないかという議論がございまして、そういう趣旨も踏まえまして次世代参加型ととりあえず使わせていただいたということでございます。

この辺の、実際、何を検討していったらいいかということにつきましては、これからまた御議論をいただきたいと思っております。

都市計画部会長 よろしいですか。

臨時委員 私の方から簡単な質問をしたいのですけれども、今、お話が出た次世代参加型まちづくりの方策については、大体今、検討素材をこれから作成されているということなので、もしかすると、この後に出てくるのかもしれないかもしれませんが、検討スケジュールがちょっとわからないのですね。

例えば今の 3 つの比較的緊急に検討していく課題、市街地の整備と、オープンスペースと下水道については、資料 6 - 1 の 6 ページ目にスケジュールがあるわけですけども、こちらの方の次世代参加型まちづくりの方策については、どういうスケジュールなのかということ、もしおわかりであれば。

それからもう 1 つは、小委員会形式でやるということなので、小委員会にはだれが、どういう形で含まれるのかということについておわかりでしたら御説明いただければと思います。

以上です。

事務局 まず 1 点目のスケジュールの件でございますが、まだ詳細の腹案はございませんけれども、今の法案につきましての国会の審議が終わり次第、お願いをしたいと思っております。審議内容を踏まえまして全体のスケジュールは決めさせていただきたいと考えております。

事務局 それから小委員会に属します委員、臨時委員、それから新たに任命する専門委員につきましては、都市計画部会長にお願いするというふうに私ども考えております。一応その設置を御承認していただいた上で、そういう形で選任していただきたいと思っております。

都市計画部会長 ほかにいかがですか。

臨時委員 私は、都市計画部会の方なんですけれども、特定非営利活動法人、いわゆる NPO 法人から出ているのは私だけなんです。小委員会に分かれてしまいますと、もし現在の委員、臨時委員だけで構成してしまいますと、NPO が入らない小委員会というのでできてしまうとまずいと思いますので、もちろん先生方の中に、肩書は学者であったり、ほかの肩書をお持ちの方で、NPO で活躍しておられる方もいらっしゃいますけれども、一応 3 つの小委員会全部に NPO の代表が入るというふうに御配慮いただきたいと思いま

す。

事務局 御希望を十分承った上で、それぞれ小委員会に属する委員を決めたいと思っております。

臨時委員 当然、委員の意見というのは聞かれるのでしょうか、どの小委員会に属するかということに関しまして。

事務局 そのようにさせていただきたいと思います。

都市計画部会長 ほかにいかがですか。

臨時委員 私の方は歴史的風土の方に属して、都市計画部会はこれまで知らなかったのですが、今回、検討されるという小委員会3つのこのテーマの(1)(3)というのは両方のあり方という判断、価値、そういうものが入っているのですが、(2)番目の緑地は確保のあり方という、これは手続みたいな感じがするのですね。

今回の検討の前提というのを説明いただきましたけれども、従来、1人当たり面積という発想が非常に強かったというか、これは非常にわかりやすい目標としてあったのだけでも、これに加えて、やはり新しいというか、非常に大事な環境や防災の機能というのは、面積以外にも緑地の評価、価値、内容、資質的な問題という御趣旨だと思うのですが、このタイトルの読み方が、確保のあり方、確保するにはどうすればいいかというふうに読めてしまう面がある。これは確保と、その後、その質的なあり方というふうに読めということであればあれですが、ちょっと誤解を招くのではないかな。私はやはり都市交通の方と下水道の方は、良好なというのが入っているので、そういう観点を何か含められないかなと思うのですけれども、そういう意見です。

都市計画部会長 事務局の方から御検討いただけるのだと思います。

事務局 ただいまの御意見でございますけれども、確かに公園だけ確保ということで、何も実は形容詞をつけておらないわけでございますけれども、内容といたしましては、当然ながら、よりよいものをということでございまして、先生が御指摘のように、1人当たりの公園面積ということから、量的なところから、もう少し質的な方面にいきたいということでございますので、当然良好な、あるいは快適なということが含まれておるわけでございますので、小委員会の具体の検討のときには、そのあたりを含めてお示ししたいと思っております。

都市計画部会長 さん、よろしいですか。

臨時委員 下の文章の方にはそうなっているように思うのですが、タイトルがどうも、このまま読むと誤解されるかなと思ったものですから、結構です。

都市計画部会長 ありがとうございます。

委員 これ、非常に大規模な会議ですので、少し組織の法律の読み方についてちょっと伺いたいのですが、社会資本整備審議会の全体の委員会がございまして、きょう、開いていますのは分科会でございますが、その中には委員と、臨時委員と幹事、そういう形になっております。それできょう、配付された資料2が社会資本整備審議会に関する関係組織法令抄録とございますけれども、その中の第2条の審議会は、委員30人以内で組織するというのは、全体の委員を指している30人ということで、臨時委員については定員の定めがあるのかなのか、これ、一見見てよくわからないので教えてほしいなと思います。

それとなぜそういうことを質問するかという理由を申し上げますと、先ほど 委員が

ら、やはりNPOの関係を入れてほしいというお話がありました。その関係でちょっと私の意見を申し上げますと、歴史的風土関係、つまり緑の関係ですが、実はこういう緑の保全とか維持については、全国的に随分いろいろなことに参画されている熱心な組織とか方々がございまして、もし場合によっては、そういう臨時委員が少し定数の関係で、追加とかそういうことは可能であるのであれば、今後の検討ということで、少し緑に関しては、長年そういうことで非常に活躍された方もいらっしゃいますので、まず組織としてそういうことが可能なのかどうかとちょっと伺いたいです。もし可能であるということになれば、少しそういうことも、今すぐということでももちろん結構なんですけれども、いろいろ今後の審議の過程の中で、やはり緑の活動をされている方の御意見を聞くのもいいのかなという気もしますので、そういう組織として可能なのかどうかという、そこら辺をちょっと伺いたいです。

事務局 今回の臨時委員をどの程度人数を置くことができるかでございますが、この規定によりますれば、委員は30人以内で、臨時委員は別途置くことができます。特別の事項とか審議されるために必要があるときは臨時委員を置くことができとなっております。その意味では、確かに人数の制限はございませんが、いろいろ1つの課題を検討するときに、余り委員の先生が多過ぎましても十分逆に密度の高い議論ができないということもございます。

そういう中で、適宜所要の臨時委員を置くということになっておりますが、今、先生のお話もありましたように、課題によっては別にこの規定については制限がございませんので、適当な人数の補充というのは可能かと思っておりますので、またそういった御意見も踏まえて、今後、どういうふうに運営していくか、また検討してまいりたいと思っております。

都市計画部会長 よろしいですか。ほかにいかがですか。

委員 小委員会を3つ設置が検討されているようでございますが、質問というか、要望のようなものになると思っておりますが、まず1つの目の都市交通・市街地整備小委員会でございますが、これはもちろん塩づけになっている都市計画道路のことも書いてございますが、自動車に依存しない都市交通システムでありますとか、快適な都市交通の環境ということが課題になっておりますので、ぜひ国土交通省ということで、建設、運輸と一緒にやってからの審議会でもございまして、ソフトな面、例えばもちろん自動車、道路に限らないことも入ってくるのではないかと思いますし、あるいは道路においても、道路運送法とかの関係でのコミュニティの快適な交通システムを実現するためのいろいろなソフトな法的な課題もあると思っておりますので、そういったことも含めてぜひとも、広い視野で検討していただけたらよろしいのではないかと思っております。

3番目の下水道、これは都市の良好な水管理のあり方ということが表題になっておりますが、私も従来、下水道に関わっておりますが、都市の水というのは環境問題という側面を強く持っておりますので、ここにも、文章的にはよく読みますと、流域の水環境とか、水循環という言葉は入っておりますが、高度処理等都市の水をどのように使っていくかという都市に住む人々の本来果たすべき役割とか、循環型社会とか環境的な課題とか、そういったものが課題に入っておるものではないかと思っております。

ですから、どちらかという、この審議会では、施設の整備とか、管理とか、そういう雰囲気のものになりますけれども、背景には環境問題が大変大きな課題としてあるのだと

いうことを認識して進めていただければと思います。

事務局 ただいまの 委員の質問の都市交通に関することに関わりまして、もちろん頭には都市再生のあり方というのが大目的でございますけれども、そういうことを踏まえて検討を進めたいと考えております。

事務局 先生からのお話、後段でございます。下水道の関係でございますが、下水道はこれまでどちらかというところ普及対策ということで主に語られてきておりまして、今後はそういう基礎的なサービスの部分を超えまして、下水道の施設そのものも相当ストックが積み上がってきておりますので、地球環境問題ですとか、そういうものの対応も十分頭に入れながら、もう少しサービスをふくらませて考えていきたいと考えております。御指摘の点は十分意識をしておきたいと思っております。

臨時委員 今の 委員の指摘に近い話なんですけど、1つは、前回の都市再生との関係で言うと、これはクローズスペースになるんですね。今回、オープンスペースの話になりますね。私が申し上げたいのは、少し総合的な視点で、どっかで調整するような機会をおつくりになったかどうかということです。

都市再生があって、今度自然再生があります。それから、道路と河川とオープンスペース、実は道路も河川も本来はオープンスペースなんですね。ところが緑のオープンスペースが入っている。私はもう1つ、さっき 委員が言われたのだけれども、オープンスペースの確保と書いてあるのは、今までが余りに少なくて手に入れられなかったのが確保ということが出たのだと思うのですけれども、これも今のとの関係があるんですね。

つまり総合的に見るということはどうやってやるのか。例えば今回、歴史的風土分科会と一緒にということで、私はよくこの会議の作法がわからなかったのですが、それで黙っていたのですけれども、例えば緑で言うと、鎮守の森なんていうのは歴史的風土そのものでして、新市街地以外は大体日本中が歴史的都市ですよ、極端に言えば。もちろんナショナルレベルの保存の対象になる歴史的風土かということそうではないと思います。しかし、日本の風土のほとんどは歴史的風土でもあるのです。

私が申し上げたいのは、そういうふうに全部ダブっているわけです。都市再生と自然再生は。都市再生がうまくいくには自然再生をしっかりとやらなければいけませんし、歴史的風土と都市計画というのもうまくどっかでつながらなければいけないんですね。形だけ分科会が合同になっても余りかっこはよくないのでありまして、せっかくだからそれぞれ歴史風土にも緑についての強いキャリアをお持ちの方もおられるようでありますね。そういう委員の構成もやったらいいだろうと思うし、それから議論の仕方も、それぞれの小委員会がおつくりになったものを、小委員会の座長さんぐらいだけで議論して、ちょうど相互乗り入れできるようなところをぜひ、こういう会議ではとても無理だと思いますから、作業としておやりになったかどうかという気がします。

今、申し上げたように、オープンスペースという概念は、実は下水道そのものはありませんが、表流水は全部河川はオープンスペースですし、道路だってオープンスペースで、これまでの道路は余りオープンスペースといえない、あるいは緑のオープンスペースは最もいえない道路だったと思います。だけどこれからの道路は、まさに緑のオープンスペースでもあるような道路をつくらなければいけないはずですから、道路を道路屋さんだけがやっていたのでは、恐らくつまらない道路になるだろうと思いますから、お互いにはみ出

し合ってやるような仕掛けにぜひ作業を進めていただきたいと思います。

事務局 ただいまの 先生の御指摘、私どももそのつもりでありまして、今回、都市再生という大きなテーマの中で、これまで民間都市活動を中心に御議論を賜ってまいりましたけれども、今回、街路、市街地整備、それから公園、下水道、どちらかといえば公共セクターのことを、その大きな中で、やはり最終的には都市再生にいかに寄与していくかという大目的のためにどうあるべきかという議論をいただこうと思っております。

今、幾つか御指摘がございましたが、防災の面とか、オープンスペースの面とか、環境の面とか、横断する横軸的な観点も当然ありますので、小委員会の運営の仕方などについても、そういったことがきちんと横断的な議論ができるような機会もつくるということもやりたいと思っております。

それから、基本的に 20 世紀のこうした市街地整備なり、街路なり、公園、下水道の整備の仕方、どちらかといえば、やはり急増する需要に対応して量的な拡大を目指していく。官の目線で粛々とやる。財政制約等はございますけれども、そういったスタンスでまいったわけでありましたが、21 世紀型とあえて申し上げれば、やはり下水道について言えば、まだまだ普及のおくれているところを一所懸命やるということはもちろんでありますけれども、先ほど来、出ておりますような、水循環の中でも大きなウエートを占めるようになってきたといったことを踏まえて、質的にどうしていくか。したがって、下水道の普及率何パーセントというだけで語っていきますと、やはり国民の皆様方にも、下水道の機能が正しく理解されないということを私ども日常の行政でも痛感しているこのごろでございますので、そういったあたりをきちんと訴えていく。

公園にしましても、1人当たり何平米というどちらかといえば供給側の指標だけで語ってきたものを改めて、防災性能を向上するとか、ヒートアイランド現象を緩和するとか、したがって、営造物としての公園整備だけではなくて、民有緑地を含めて緑全体をどう連携させていくか。その中には、御指摘の道路の緑化の話もございます。

ちなみに下水道の場合も、オープンスペースという意味では、高度処理した水を都市内の、例えば都市河川でもなくなってしまったようなところにまた水を戻して、都市内にせせらぎをつくるという取組みもまだ緒についたばかりでありますけれども、始めております。そういった関連もあると思えます。

それから、街路について言いますと、街路、市街地整備、いずれもですが、特に昨年以來、都市再生の文脈の中で、これもまた官の都合で順番にやっていく、これはこれで基本的に重要な視点だといまだに思っておりますけれども、一方で、民間の都市開発が誘発されるようにどうやってやったらいいか。そうすると今までと違った整備の順番の発想が出てくるわけです。

それから、あるいは効率を上げるために、典型的に言えば、9割ぐらい完成しているけれども、残り1割がどうしてもいろんなネックでできていないというものを改めて摘出しまして、そこを何とかいろんなエネルギーを集中的に投入して、あと2年なら2年でやるということを国民、住民の皆さんに宣言した上で、そこに注力をするというような発想も取り入れはじめております。

いずれにしても、これまでの量的に、段階的に積み上げていくということをさらに超えまして、質の観点をあえて指標にも明示してやっていきたいという思いがございまして、

先ほどの横断的な課題への対応も含めて、そういったあたり、かなりいろんな議論があると思うのですが、ぜひ今までと違う議論なり、行政展開に資する議論をお願いしたいというのが本意でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

委員 先ほど 委員が御指摘になった点ですが、2番目の緑とオープンスペースの確保という言葉をお再考いただけるというので、大変それで結構かと思ひますけれども、それに加えて、ここに実際、書かれていることを見ますと、今、質の向上というお話がありましたけれども、まさに質の向上ということをお言われているのだと思ひます。失われてしまった自然環境を再生したり、それから、歴史的、文化的資産の保全によって個性あるまちづくりに寄与する。あるいは地域住民に愛着を持って利用される地域をつくるんだということで、質のことをおっしゃっていらっしゃると思ひます。

その観点から重要なことは、私は先ほど 委員がお言われた点に賛意をお表したいのですが、やはりNPOのことをここにも書いてございますので、特にこの部会については、NPOのことを何らかの形で代表していただける方に御参加いただくことが必要かと思ひます。

それから、私が先ほど質問した点なんですけれども、今後、次世代参加型まちづくりの方策について、ここで委員会を設置するということをお決めとおっしゃったのですが、その辺、私ははっきりわからなかったのですが、先ほどの御説明をお伺ひしたら、この言葉にどういふものを盛り込むかについてまだ今後、具体的に御検討なさるということで、私の理解としては、きょう、それぞれの3つのグループについて出たような大まかな方針等をお出しいただいて、ここで検討した上で、どういふふうにおその委員会にお願ひするという手続をお取りになると理解してよろしいでしょうか。

事務局 今の2点目の点から先に申し上げますと、先ほど申し上げましたけれども、一般的な提案制度なり、地区計画の統合を盛り込んだ都市計画法の一部改正が今まさに審議中でございます。その前に、都市再生の関係で、特別措置法と再開発法、区画整理法等の改正という議論をおいただきました。そういった中でもいろんな御意見を賜っております。御質問、御意見を賜っております。

そういったことを全部含めて、今後、今回の法改正で実現した部分もありますし、その運用でさらに活かしていきたいという部分もありますし、また、さらに新しいことを考えなければいけないという部分も出てくると思ひますので、そういったあたりも、せつかくこの審議会で御議論賜ったものを法案として国会に出して、参考人の方々も含めて御意見を賜って、法案として成立した上で、その議論を改めて総括をさせていただきます、それも貴重な材料として今後の議論に役立てたいというのが先ほどの御説明の真意でありまして、多分、国会の運営のことをこちらで言うと怒られるのですが、国会の会期が6月20日ぐらいだったと記憶しておりますが、その前までに法案が成立をしてほしいというつもりで我々も今、一所懸命やっております。その辺の整理をして、我々の問題意識をより今後に向けたものに明確に整理して、改めて議論の仕方も含めてお願ひをお申し上げます。

もう少しお時間をちょうだいできればということでございます。

都市計画部会長 よろしいですか。

委員 くだいようなんですけれども、ということは、きょうの小委員会について出され

たようないろんな検討の柱、あるいはコンセプトみたいなものを具体的に書かれたものをこの場に出されて、私たちがそれについて議論する機会があると考えてよろしいわけですね。

事務局 おっしゃるとおりでございます。

きょうの3つについては、それぞれかなり専門性の高い部分があるということも踏まえて、3つの小委員会をつくっていただきたいという、これはこちらからのお願い、提案でございますので、これから、きょうの部会でお決めいただければ、ぜひそうしたいという趣旨でございますが、先ほど来、御指摘のテーマにつきましては、民間活動全般について、これまで都市計画分科会の本分科会で御議論を賜ってきたということもありますので、よりぐっと絞った格好でやるのか、これから、今、設置されました都市計画部会の全体でやるのかということも含めて、私の今の思いは、むしろ今までのように部会全体で幅広く御意見をいただくということかなと思っておりますけれども、その辺も含めて整理をさせていただきますと思います。

都市計画部会長 ありがとうございます。

臨時委員 都市計画の構築については、便利さというものが強調されているわけでありますが、一方において、歴史的風土という個性あるまちづくりということとの関連が相矛盾するように一見見えるわけではありますが、これを一体にされるためには、やはりこれからの都市計画というものについて、便利さよりもやはりデザインというのでしょうか、個性のある街の顔というのでしょうか、今、全国どこへ行っても、同じ形の街しかないというところに私は大変疑問に思うのでありますが、そういった新しい街というものは、将来への歴史的遺産になるわけでありますので、なにとぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

都市計画部会長 それは御要望として何えはよろしいですか。

事務局 今の委員の御指摘、まことにそのとおりだと思います。国会の方の議論などでも、基本的にいろいろな地域は個性を持ってつくっていくべきではないかという御議論を多々いただいております。従来、どちらかという、都市施設の整備水準を全国的に引き上げるといふ時代が20世紀の時代であったと思ひますけれども、今後はよりそういった点よりも、むしろ個性といひますか、そういうものをどのように都市計画の視点でも反映させていくかといふことは重要だと思ひます。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

都市計画部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ございませぬか。

歴史分科会の方から何か御質問ございませぬか。よろしゅうございませぬか。

それでは、大変活発な御議論ありがとうございます。

多少時間が残っておりますけれども、それでは、ほかに御質問がないようでございますので、この程度とさせていただきますと思ひます。

今後の審議のあり方といたしましては、事務局の説明を踏まえますと、21世紀の都市再生ビジョンについて検討していく中で、重要な社会資本の整備のあり方についても合わせて議論することがよいと思ひますが、いかがでございますでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

都市計画部会長 よろしゅうございませぬか。

それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

また、効率的な審議の観点から、資料6にございます主要な検討事項ごとに都市交通・市街地整備小委員会、公園緑地小委員会及び下水道・流域管理小委員会を設置いたしまして、今後、審議を進めたいと思いますが、いかがですか。

〔「異議なし」の声あり〕

都市計画部会長 よろしゅうございますか。

それでは、そのようにとりはからいたいと思います。

なお、小委員会に属する委員、臨時委員、新たに任命いたします専門委員の選任につきましては、今、御議論がございましたように、各委員の御意見をお聞きした上で決めさせていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

都市計画部会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

事務局 次に、歴史的風土部会との関係につきまして御審議いただくこととなりますので、高階部会長に以降の進行をお願いいたします。

歴史的風土部会長 それでは、歴史的風土部会における今後の検討方向につきまして、事務局よりまず御説明をお願いいたします。

事務局 資料7に基づきまして御説明申し上げます。

歴史風土部会における今後の検討方向でございますが、京都市、奈良市、鎌倉市等の古都におきまして、昭和41年制定された古都における歴史風土の保存に関する特別措置法、いわゆる古都保存法でございますが、これに基づきまして、歴史風土保存区域、歴史的風土特別保存地区を定め、一定の行為の制限を行うことにより、歴史風土の保存を図ってきた。この間、開発圧力の高まりに対しては、保存区域を拡大して特別保存地区の拡大決定を行うなど、歴史的風土を守るための的確な対応がなされてきたところでございます。

古都につきましては、8ページに今の指定状況の資料が添付されております。現在、9市町村が指定されているところでございます。

平成10年3月19日の歴史的風土審議会におきまして、今後の古都における歴史的風土の保存のあり方についての意見具申がなされているところでございまして、この意見具申におきましては、行為の制限に基づく凍結的保存から、地域の特性に応じたきめ細かな維持保全活用への転換を図る必要性を指摘されているところでございまして、この重要な意見具申がされているところでございます。

この中では、歴史的風土をより適切に保存するための保存計画の充実、特別保存地区における行為の規制の基準の見直し、古都保存行政の理念の全国展開等の必要性について意見具申をいただいているところでございます。

この意見具申を受けまして、歴史的風土の保存区域の拡大、鎌倉市の区域拡大や逗子市の区域拡大、逗子市が古都に指定されたわけでございますが、また、明日香村整備計画の延長、明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金の創設、あるいは特別保存地区における廃棄物等の堆積規制の追加など諸施策が講じられてきているところでございます。

また、意見具申におきまして、今後の古都保存行政に求められるものとして、大津市等の新たな古都指定をはじめ、古都保存行政の理念の全国展開、凍結的保存からきめ細かな

維持保全活用の展開による農林業や住民生活との一層の調和等に関する事項が指摘されておりまして、これらに係る諸課題につきましては、引き続き歴史的風土部会において検討する必要があると考えているところでございます。

次のページに、平成10年3月19日の意見具申を受けまして講じられた主要な施策を載せてございますが、先ほど申し上げましたように、平成12年に逗子市を新たな古都に指定しているところでございます。

また、明日香法の改正によりまして、明日香村における歴史的風土の保存と活性化について施策を進めているところでございます。

その中に、(2)の にございますように、国営飛鳥歴史公園につきましては、キトラ古墳周辺を国営公園に設定しているところでございます。

また、(3)にございますように、歴史的風土の保存に関する行為制限につきましては、昨年7月16日の諮問をし、19日、答申を受けまして、それによりまして、昨年8月に古都法施行令を改正しまして、歴史的風土特別保存地区内の行為制限として、屋外における土石、廃棄物、または再生資源の堆積についての規制を追加したところでございます。

3ページをお開きいただきたいと思いますが、3ページの資料は、平成10年3月19日の歴史的風土審議会意見具申の中の今後の古都行政に求められるものの概要でございます。これについて今後も検討が必要と考えておりまして、(1)の古都保存行政の理念の全国展開ということでございますが、その中で特に今後の遺跡発掘の状況や地元市町村の意向に配慮しつつ、新たな古都指定の検討ということで、当時の意見具申は、大津市と平泉町が例示としてあげられたわけでございます。この7の資料の最後に最近の新聞記事を添付させていただいておりますが、大津市につきましては、古都の指定ということを検討されるということを聞いておりまして、この歴史的風土部会におきまして、今後、重要な検討課題と考えているところでございます。

また、(2)の古都全域における歴史的・文化的資産や景観の一体的保全の推進ということでございます。

この にございますように、都市計画制度等各種施策の有機的・一体的な取組みの充実が必要だということが指摘されているところでございまして、そういうものを受けてこの分科会の設置ということにも結びついているわけでございます。

また、(3)の歴史的保存からきめ細かな維持保全活用への展開ということでございますが、従来より歴史的風土分科会におきまして検討を続けているところでございますが、特に農林業との調和ということが今後も重要な課題になっております。一律の基準の必要な見直しということは今後もさらに検討を続けていきたいと考えております。

(4)にございますように、国民の自発的な活動を促す普及啓発活動等の展開と条件整備ということにつきましても、さらに検討を続けていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

歴史的風土部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明内容につきまして御質問、御意見等、御自由に御発言をお願いしたいと思います。

先ほどの場合と同じように、御発言の方は、名札を立てていただきたいと思っております。

なたからでも結構ですが、いかがでございましょうか。

委員 今回、新たに歴史的風土部会と組織が変わったわけですが、私、この意見具申のときにちょうど専門委員だったと思いますが、末席で加わらせていただきまして、その後、少しずつ具体化が進んでおります。こういう地方分権の時代ですので、当然ながら、国のレベルで政策、方向を出すことと同時に、やはり特にこれは規制に関するものが相当多い法律ですので、地元の受け入れといいますか、認識といいますか、地元の高まりがないとなかなかできないということで、今回、大津が具体的動きが出てきたということとは私は大変いいことだなと思っております。

その中で、従来、以前の省庁再編の前は、歴史的風土については総理府だったと思いますが、別の省庁になっておりまして、当然、緑行政とか、都市計画とは非常に内容は関係が深いわけでありまして、逆に言いますと、例えば歴史的風土保存区域に指定した隣接した場所の例えば景観をいかに守ろうとか、それとか、それに合わせて、例えば市街地を非常に品格といいますか、伝統的な都市の街並みといいますか、つまりセットでいろいろやると非常にいい形で、古都なり全体がよくなるのではないかという議論はよくしていたわけですが、今回、1つのこういう審議会になっているということが、逆にそういう両方の議論ができる大いにチャンスだと思いますので、部会としては別々ですが、分科会で同じになっていますので、ぜひ私たちもそういう議論ができればしたいと思いますし、また、事務局におかれましても、いろんな都市計画の、例えばやはり美観地区とか、それから建物の高さの問題、それから景観行政とか、それから、その中での例えば道路の、非常に古都の雰囲気合った道路整備とか、いろいろ多分あると思うのです。

それから古都に指定されていなくても、ちょうど金沢とか、非常に日本の中に由緒ある城下町では、既にもともといろんな形で景観の施策とか、あるいは土塀を復元したりとか、いろいろやられているわけでありまして、この歴史的風土部会で扱うのか、都市計画の部会かというのは、ちょっと両方またがるような話も多分多いと思いますので、ぜひそんなことも少し事務局としても御検討をお願いして、私も部会でのそういうことをぜひ発言して、いろいろ全体としてこういう日本の伝統を活かした良好なまちづくりが推進されるということが大きなやはり目的だろうと思いますので、そんなこともぜひ一緒に分科会になったということを1つのメリットに活かすといいますか、会議の運営自体は大きな会議で大変だと思うのですけれども、何かそんなところもまた会長さんを含めて御検討をぜひいただけたらというのが要望でございます。

歴史的風土部会長 ありがとうございます。

事務局の方で何かお考えがございませうでしょうか。大変適切な御指摘だと思います。

事務局 今までも古都の制度に、例えば風致地区を合わせて使うことで効果を高めようという取組みがされてまいりましたけれども、今、先生がおっしゃったことで大変また関連の広がりもいろんな広がりがあるなと改めて思いました。御指摘を踏まえて運営と内容とを考えていきたいと思えます。

歴史的風土部会長 ほかにいかがでございましょうか。

臨時委員 今の委員のおっしゃったこと、それから、先ほど委員のおっしゃったことにちょっと似ているのですけれども、歴史的風土部会の検討事項というのは現在の古都法に立地しているわけですね。委員のおっしゃったそれぞれの街がそれなりに歴

史的風土を持っておるとい意味から言いますと、歴史的風土の格を国レベルの古都法に限定するのか、先ほど委員のおっしゃった、もう少し広い範囲で考える。金沢なんていうのが現在の古都法になじまないかもわからないけれども、歴史的風土は非常に高いものがあるということになると、古都法に限定した地域ではなくて、古都法の古都の定義を変えて歴史的風土何とか保存法みたいな話になっていくともっと広がるのではないか。

したがって、法律改正のところぐらい検討するのか、内容の改正ですね。国のレベル、地方のレベルとか、なんかそういうレベルで例えば自然公園で国立公園、国定公園、都道府県立自然公園があるような感じの古都法の見直しみたいなのではないかなという気はちょっとしたのですけれども、そういうことはあり得ないのでしょうかね。

歴史的風土部会長 いかがでございますか。

事務局 歴史的風土につきましては、古都については古都保存法ということではいろいろな施策がとられているところでございます。また、類似の制度としては、緑地保全法というのを持ってございまして、この中には歴史的風土的なものを緑地保全地区として指定するというものもございまして、古都の審議会における議論の中でもあるのですけれども、古都のいろんな施策と、ほかの施策とをいろいろ組み合わせて、先ほど局長が申しましたように、風致地区とか、緑地保全地区とか、あるいは伝建の地区とか、そういうものを組合せを考えまして、古都の歴史的風土を保存していきたいと考えているわけですが、新たに古都の指定という古都という言葉を使うことについては、今、指定されている古都の方たちの気持ちとか、あるいはいろいろございまして、なかなかまた新たに金沢を古都ということについて、いろいろ議論があるかと思えます。

先生のおっしゃっていることはよくわかりまして、そういう形でのいろんな施策の展開はしたいというのもこの審議会での意見具申にもございまして、その辺はまたいろいろ議論させていただきたいと思えますが、すぐまた今の古都の仕組みに加えた古都ということについては、さらにちょっと検討させていただきたいと思えます。

歴史的風土部会長 よろしゅうございましょうか。

これまでの歴史的風土審議会の意見、議論の中でも、古都以外の都市についてももちろん歴史的・文化的資産、そのほか緑地保全等のことを進めるべきだという議論は十分なされてきたわけです。今回の大津、それから以前、例示として平泉が出ていたそうですが、といったような改めてそういう機運が各地元から起こってきたのは大変結構だと思うのです。金沢にしても、ほかにしても、もちろん古い歴史を持った都市、ほかにいっぱいあると思えます。それをどうやって古都というのかどうかというのはまた別の問題ですが、実際には施策の中で、御意見のとおり、総合的に活かしていく方策を十分議論していきたいと考えております。

ほかにいかがでございますか。

臨時委員 皆さんの意見に追加という形になってしまうのですけれども、土地利用規制制度が非常に分断化されていて、例えば歴史的風土という話と、最近、自治体には風景というものを守り育てていこうというような話が出てきていて、条例などで一所懸命やっているのですね。何か実際には例えば歴史的風土という概念と、風景という概念は非常に連続的であって、どこですばっと切れるものではないと思うのですね。もちろん今、お話になった古都保存法に基づいているので古都に限定した話かとは思いますが、そういうふ

うに風景とか、景観とか、歴史的風土というのは非常に連続的であって、しかもそれがこれからの、先ほどのお話に出てきた市民の生活の質とか、国民のある種の満足度みたいなものを獲得するにあたって非常に重要なキーワードになってきていると思うんですね。

何かそういう観点から、もう少し土地利用規制制度を包括的に考え直すようなことはできないかなというのを常日ごろ考えていましたので、もしそういう機会があれば、ぜひ御検討いただければと思います。

歴史的風土部会長 ありがとうございます。

これも事務局の方でぜひお考えいただきたいと思います。今後の検討にも活かしていきたいと思います。

ほかにいかがでございましょうか。

どうぞ御意見でも、御質問でも、御注文でも御自由にいただきたいと思います。

(4) その他

歴史的風土部会長 特にございませぬようでしたら、それでは、事務局からの御報告をお願いしたいと思います。

事務局 それでは、お手元の資料8、9、10によりまして、去る3月29日に可決成立いたしました都市再生特別措置法及び都市再開発法等の一部を改正する法律、そして現在審議中の建築基準法等の一部を改正する法律案の概要と審議状況につきまして御説明申し上げます。

まず都市再生特別措置法でございますが、この法律は、近年における社会経済情勢の変化に我が国の都市が十分対応できていないということにかんがみ、都市機能の高度化と居住環境の向上を内容といたします都市の再生を国家的な課題として取り組むために、時間と場所を限定をいたしました大胆な措置を講ずることによりまして、地域の特性に応じた創意工夫の発揮や、民間の感覚に合わせました時間リスクの軽減などを可能にいたしまして、民間事業者の持つエネルギーを都市再生の分野に振り向けようというものでございます。

この新規立法の具体的な仕組みにつきましては、資料8の2枚目でございますように、まず都市再生基本方針を閣議決定いたしますとともに、都市再生の拠点といたしまして、緊急かつ重点的に整備すべき地域を都市再生緊急整備地域として政令で指定をいたします。緊急整備地域の指定の考え方は、資料8の4枚目に記載のとおりでございます。

ただ、この点につきまして、特に大都市に限定されるのではないかという御議論もあるものですから、そういうものではなく、都市再生事業が想定されますような地方都市でも指定は可能であるということでございます。

2枚目にお戻りいただきまして、さらに緊急整備地域ごとに都市再生基本方針に即しまして地域整備方針を定めます。なお、この緊急整備地域の指定や、地域整備方針の内容に関しましては、関係地方公共団体から申し出を行うことができまして、これを尊重することとされております。

以上のような枠組みを整えました上で、2枚目の下の方でございますが、都市再生事業の円滑な推進のため、幾つかの特別な措置を講ずることとしております。

まず第1に、既存の用途地域等に基づきます土地利用規制を適用除外とした上で、自由度の高い計画を定めることができる都市再生特別地区を都市計画で決定すること。

第2に、都市再生事業を行おうとする者が土地所有者等の3分の2以上の同意を得まして、事業実施に必要な範囲での都市計画の提案を行うことを認めまして、これに関わる手続の透明性の確保と手続期間の短縮を行うこと。

それから第3に、事業計画を認定されました民間プロジェクトに対する金融支援を行うこと。この金融支援につきましては、民間土地開発推進機構を通じて行うこととしております。

第4に、都市再生本部をはじめといたしました国の関係行政機関や、地方公共団体が参画いたしました都市再生緊急整備協議会を緊急整備地域ごとに設置し、必要な協議を行うこと等でございます。

この都市再生特別措置法の国会審議にあたりましては、どのような課題に対応するためのものなのか、それから、先ほども申し上げましたが、大都市対策に偏重しているのではないか。地方分権の流れに反しないか。さらには透明性の確保や住民の意向の反映をどのように行うのか。周辺市街地との調和をどのように確保するのかといったような点を中心に質疑が行われておりまして、衆参両院でおのおのお手元の資料にございます付帯決議がなされてございます。

内容の御説明は省略させていただきますが、1枚目が、記載がございませんけれども衆議院のものでございまして、2枚目が参議院のものとなっております。

続きまして資料9にございます都市再開発法等の一部を改正する法律でございますが、この法律は、都市再開発法、土地区画整理法、民間都市開発の推進に関する法律など既存の5つの法律を一括で改正することによりまして、民間活力の活用等による都市の再開発を促進しようとするものでございます。

その改正事項の第1は、第一種及び第二種の市街地再開発事業の施工者に、ノウハウと資力、信用を有する民間事業者が、地権者の参画を得まして設立する株式会社または有限会社を加えることでございます。

この再開発会社が、土地収用権を持つ第二種事業を実施することにつきましては、地権者の権利利益に関わる重要事項に関しまして、地権者の人数と地籍の3分の2以上の同意を要件としまして、権利の保護を確保していること。

それから、地区内への残留希望者は、これは残ることが可能であること。

第二種事業では、大規模事業での弾力的、軌道的な実施が可能であることなどを考慮いたしまして、これを認めることとしたものでございます。

改正事項の第2は、2枚目になりますが、高度利用地区を施工地区内に含む土地区画整理事業の事業計画におきまして、高度利用推進区を定め、申し出に基づきまして、集約換地を行うことができることとするものでございます。

土地区画整理事業の実施箇所は、従来に比べますと、既成市街地で多くなっておりますけれども、こうした地域では、土地の高度利用の要望が強いため、今後、本制度の活用が期待されるところでございます。

改正事項の第3は、土地流動化対策の一環といたしまして、平成6年度から時限的に実施しております民間都市開発推進機構の土地取得業務に係る事業見込地等の取得期限を3

年間、延長するものでございます。

このほか、2枚目の下にございますような、都市開発資金貸付法、都市開発資金融通特別会計法の改正を行ってございます。

都市再開発法等の一部を改正する法律の国会の審議にあたりましては、民間事業者に第二種市街地再開発事業を認めることに問題はないか。土地区画整理事業に高度利用推進区を設けることが、高度利用を希望しない地権者の追い出しや、周辺環境悪化を招かないか。民間都市開発推進機構の土地取得業務の延長の必要性があるのか。こういった点につきましてを中心に質疑が行われておりまして、同様に、衆参両院で、お手元でございますような付帯決議がなされてございます。

最後に、参議院で審議中の建築基準法等の一部を改正する法律案につきまして、資料10により御説明を申し上げます。

この法案は、居住環境の改善、適正な土地利用の促進等に資する合理的・機動的な建築・都市計画制限を行うため、建築基準法のほか、都市計画法、都市再開発法等の改正を行うものでございます。

この改正事項の第1は、地域のまちづくりに対する取組みを積極的に都市計画に反映するため、土地所有者、まちづくり協議会、まちづくりNPO等が一定面積以上の一体的な区域につきまして、土地所有者等の3分の2以上の同意を得まして、都市計画の提案をできることとするものでございます。

先ほど申し上げました都市再生特別措置法の都市再生事業を行おうとする者の提案制度と比較いたしますと、提案にかかる地域、内容が基本的に限定されないという点が特徴でございます。

改正事項の第2は、地域ごとのまちづくりの多様な課題に適切に対応できるよう、容積率、建ぺい率、敷地規模、日影の各種制限につきまして、選択肢の拡充を行うものでございます。

資料10の2枚目になりますけれども、改正事項の第3は、総合設計制度における審査基準を定型化したしまして、特定行政庁の許可を経ずに、建築確認の手続で迅速に容積率制限等を緩和する制度を導入することなどでございます。

第4は、地区計画制度をわかりやすく使いやすいものとするため、整理、合理化をいたしまして、1つの地区計画で、地区の特性に応じまして、用途制限、容積率制限等を緩和または強化できる制度とすることでございます。

地区計画制度は、昭和50年代の半ばに創設されて以来、ときどきの要請に応じまして、いろいろなタイプの地区計画が定められまして、各地で活用されておるわけですが、これを機に、さらに活用されることを期待しております。

第5に、近年、問題になっておりますシックハウス対策のため、建築材料の使用の禁止または制限、換気設備の設置の義務づけを行うものでございます。

本法案の国会審議にあたりましては、都市計画関連で申し上げますと、都市計画の提案制度のねらいは何か。まちづくりNPOへの支援が必要ではないか。都市計画決定に際しては、案の作成段階から住民の意見を反映させることが重要ではないかといったような点を中心に質疑が行われているところでございます。

以上で御説明を終わらせていただきます。

歴史的風土部会長 ありがとうございます。

それでは、最後に、澤井都市・地域整備局長から委員の皆様にごあいさつがあるようです。お願いいたします。

澤井都市・地域整備局長 本日は、長時間、御議論いただきましてありがとうございます。

特にきょうは新しく都市計画・歴史的風土分科会を立ち上げるという、そういう手続的な議論と、それから、今後の議論の中身の議論と大変盛りだくさんの御議論を賜りまして、重ねてありがとうございました。

特に横断的な取組みの必要性というあたりの御指摘を含めまして、今後の議論の仕方、あるいは内容に私どもとしても反映をしていきたいと考えております。

特にどうしても我々役人は、制度を運用していますと、既存の制度から、いろんな新しい社会事象にアプローチするくせがついておりますが、そうすると勢い制度と制度のすき間のようなものが生まれやすいということも最近、私ども自覚をしておりますので、そういったことにも十分留意して対応してまいりたいと思っております。

また、最後に、今、法律、あるいは法案の御説明を申し上げましたが、昨年来の議論を早速法制化できたことに大変感謝を申し上げます。

また、合わせまして、そうした国会審議を含む審議の過程での御議論をこれからの運用なり、さらには今後の本分科会の議論に最大限活かさせていただきたいということも考えております。

どうも本日はありがとうございました。

事務局 それでは、以上をもちまして会議を終了させていただきます。

長時間にわたり、御審議いただきましてありがとうございました。

閉 会